

## 中華人民共和国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領

|    |                  |               |
|----|------------------|---------------|
|    | 平成 26 年 6 月 15 日 | 26 消安第 1181 号 |
| 改正 | 令和 2 年 4 月 1 日   | 元消安第 6231 号   |
| 改正 | 令和 2 年 11 月 20 日 | 2 消安第 3684 号  |
| 改正 | 令和 3 年 1 月 12 日  | 2 消安第 4435 号  |
| 改正 | 令和 4 年 6 月 7 日   | 4 消安第 875 号   |
| 改正 | 令和 6 年 10 月 1 日  | 6 消安第 3376 号  |

### 1. 目的

本要領は、中華人民共和国向け輸出錦鯉について、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表 1 の別紙 ZZ-S4「輸出錦鯉の取扱要綱」に基づき、中華人民共和国（本要領において「中国」という。）向け輸出錦鯉の衛生証明書の発行手続等の詳細（水産安全室が作成するリストへの養殖施設の登載、SVC、KHV 病、IHN、VHS、EUS 及び CEV 病に関する都道府県の衛生証明書発行の手続等）を定めるものである。

### 2. 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （１）養殖施設

輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（平成 26 年 6 月 15 日 26 消安第 1181 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。本要領において「基本要領」という。）2 の（１）に規定する養殖施設をいう。

#### （２）養殖業者

基本要領 2 の（２）に規定する養殖業者をいう。

#### （３）リスト登載養殖施設

基本要領 2 の（４）に規定するリスト登載養殖施設をいう。

#### （４）中国向けリスト

中国に錦鯉を輸出する養殖施設又はその養殖施設に錦鯉を供給する養殖施設であって、指定疾病（本要領において SVC、KHV 病、IHN、VHS 及び EUS をいう。）について厳格な防疫措置が実施されていることを都道府県（本要領において「地方独立行政法人」を含む。）及び水産安全室が認めた施設が登載されたリストをいう。

#### （５）中国向けリスト登載養殖施設

中国向けリストに登載された養殖施設をいう。

#### （６）中国向けリスト登載養殖業者

中国向けリスト登載養殖施設で錦鯉の養殖業を営む養殖業者をいう。

(7) 中国向け輸出前検疫施設

錦鯉を輸出する前に一定期間隔離飼育し、指定疾病及び CEV 病について検疫を行うための施設（本要領において「輸出前検疫施設」という。）であって、中国向けに錦鯉を輸出するための施設として水産安全室の登録を受けたものをいう。

(8) 中国向け輸出前検疫施設責任者

中国向け輸出前検疫施設を所有し、又は管理を行う者をいう。

(9) 錦鯉搬送票

リスト登載養殖施設間又は中国向けリスト登載養殖施設間で錦鯉の移動を行う際に、所要事項を記入し、移動させる錦鯉に添付する証票のことをいう。

(10) 水産安全室

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室をいう。

(11) SVC

コイ春ウイルス血症をいう。

(12) KHV 病

コイヘルペスウイルス病をいう。

(13) IHN

伝染性造血器壊死症をいう。

(14) VHS

ウイルス性出血性敗血症をいう。

(15) EUS

流行性潰瘍症候群をいう。

(16) CEV 病

ウイルス性コイ浮腫症をいう。

3. 中国向け養殖施設のリスト登載

(1) 養殖施設の中国向けリスト登載の申請

中国向け養殖施設のリストへの登載を行おうとする養殖業者は、登載を希望する養殖施設（リスト登載養殖施設に限る。）ごとに、別紙様式 1 の中国向け養殖施設リスト登載申請書並びに①及び②の資料を、当該養殖施設が所在する都道府県を經由して水産安全室に提出する。

① 別紙様式 1－2 の養殖施設における過去 2 年間分の指定疾病の検査結果

② 別紙様式 1－3 の誓約書

(2) 中国向けリスト登載基準

養殖施設が次に掲げる基準を全て満たしていること。

① 養殖施設は、基本要領 3 の（2）のリスト登載基準に基づき、リスト登載されていること。

② 当該養殖施設内の全ての水域で飼育されている錦鯉が、過去 2 年間にわたり、4 に定める検査により、指定疾病の感染が認められないこと。

③ 養殖業者が 4 に定められた事項を遵守することについて誓約していること。

(3) 中国向けリスト登載

- ① 養殖業者から（１）の提出を受けた都道府県は、提出書類及び養殖施設の確認を行い、（２）の基準を満たしていると認める場合、（１）の提出書類一式を、別紙様式２の中国向け養殖施設リスト登載申請について（進達）により水産安全室に進達する。
- ② 水産安全室は、都道府県から進達のあった養殖施設が本要領に照らして適切であると認める場合、別紙様式３の中国向け輸出錦鯉養殖施設リストにより当該養殖施設を中国向けリストに登載し、登載後の中国向けリストについて進達のあった都道府県及び全日本錦鯉振興会に通知する。当該通知を受けた都道府県は、その旨を当該養殖業者に連絡する。

#### （４）中国向けリスト登載養殖施設の登載内容変更

- ① 中国向けリスト登載養殖施設の登載内容について変更を行おうとする中国向けリスト登載養殖業者は、当該変更前に、別紙様式４の中国向け養殖施設リスト登載内容変更申請書を、当該養殖施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出しなければならない。なお、原則として、変更事項は中国向けリスト登載の申請に記載された事項とする。
- ② 当該養殖業者から①の提出を受けた都道府県は、提出書類及び養殖施設の確認を行い、変更後の当該養殖施設が（２）の基準を満たしていると認める場合、①の提出書類一式を、別紙様式５の中国向け養殖施設リスト登載内容変更について（進達）により水産安全室に進達する。
- ③ 水産安全室は、都道府県から進達のあった中国向けリスト登載養殖施設の登載内容の変更が本要領に照らして適切であると認める場合は、別紙様式３の中国向け輸出錦鯉養殖施設リストの登載事項を変更（備考欄に変更年月日及び変更内容を記載）し、その旨を進達のあった都道府県に連絡するとともに、必要に応じて中国及び全日本錦鯉振興会に通知する。当該連絡を受けた都道府県は、その旨を当該養殖業者に連絡する。

#### （５）中国向けリスト登載養殖施設の中国向けリストからの抹消

- ① 中国向けリスト登載養殖施設について中国向けリストからの抹消を行おうとする中国向けリスト登載養殖業者は、別紙様式６の中国向け養殖施設リスト抹消申請書を、当該養殖施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出しなければならない。
- ② 当該養殖業者から①の提出を受けた都道府県は、抹消を希望する理由の確認を行い、別紙様式７の中国向け養殖施設リスト抹消申請について（進達）により水産安全室に進達する。
- ③ 都道府県は、中国向けリスト登載養殖施設について、基本要領２の（３）のリストから抹消されたとき、中国向けリスト登載養殖施設が（２）の基準を満たしていないことについて関係書類若しくは現地確認により確認したとき、又は一般あるいは中国等からの通報により疑義が生じたときには、その旨を直ちに水産安全室に報告する。この場合において、当該都道府県は当該養殖施設を調査し、４の事項が遵守されていたかどうかを確認するとともに、指定疾病の発生が確認されたときは、その侵入原因を調査し、調査結果を水産安全室に報告する。
- ④ 水産安全室は、②の進達があったとき、又は③の報告等を踏まえ中国向けリスト

登載養殖施設が（２）の基準を満たさなくなつたと認めるとき（中国向けリスト登載養殖業者が４の事項を遵守しており、かつ、直ちに（４）により当該養殖施設の登載内容が変更された結果、当該養殖施設が（２）の基準を満たすこととなつたときを除く。）は、当該養殖施設を中国向けリストから抹消し、別紙様式８の中国向け養殖施設リストからの抹消通知書によりその旨を当該養殖施設が所在する都道府県に通知するとともに、必要に応じて当該抹消後の中国向けリストについて中国及び全日本錦鯉振興会に通知する。当該通知を受けた都道府県は、その旨を当該養殖業者に連絡する。

#### （６）都道府県による確認・指導

都道府県は、少なくとも年１回、中国向けリスト登載養殖施設への巡回を行い、中国向けリスト登載養殖業者に対し、４に定められた事項を遵守していることを確認するとともに、必要に応じて指導を行い、その記録を少なくとも３年間保存する。

### ４．中国向けリスト登載養殖業者の遵守事項

中国向けリスト登載養殖業者の遵守事項については、基本要領４を準用する。この場合において、基本要領４で「リスト登載養殖業者」とあるのは「中国向けリスト登載養殖業者」と、「リスト登載養殖施設」とあるのは「中国向けリスト登載養殖施設」と、「SVC及びKHV病」とあるのは「指定疾病及びCEV病」と、「別添１」とあるのは「本要領の別添１」と、「別紙様式１０」とあるのは「別紙様式１８」と、「SVC又はKHV病」とあるのは「指定疾病又はCEV病」と、「別紙様式１１」とあるのは「別紙様式１９」と、「別紙様式１２」とあるのは「別紙様式２０」と、「別紙様式１３」とあるのは「別紙様式２１」と読み替える。また、EUSの検査については臨床症状の観察を実施する。

なお、CEV病の陰性結果実績が２年間に満たない場合、輸出前の隔離検疫期間中に、隔離水域内で飼育した錦鯉１０尾以上を検査し、その結果、感染が確認されていないこと。

### ５．輸出前検疫施設の登録

#### （１）輸出前検疫施設の申請

中国向け輸出前検疫施設責任者は、登録を行おうとする検疫施設ごとに、別紙様式９の中国向け輸出前検疫施設登録申請書並びに①及び②の資料を、当該検疫施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出する。

① 別紙様式９－２の輸出前検疫施設内訳一覧

② 別紙様式９－３の６の誓約書

#### （２）輸出前検疫施設の登録基準

① 輸出前検疫施設が次に掲げる基準を全て満たしていること。

ア 囲い、注意喚起の看板の設置等の措置により、外部からの人及び動物の侵入防止措置が実施されていること。

イ 飼育水には、地下水、水道水その他確実に殺菌された水が使用されていること。

ウ 養殖施設及び養殖施設内の池（水槽を含む。以下同じ。）の出入口付近に靴底消毒及び手指消毒のための設備が設置されていること

エ 施設内の池ごとに、飼育水、使用器具等が独立して管理され、池間で錦鯉、飼

育水等の混同を防ぐ措置が実施されていること。

- ② 中国向け輸出前検疫施設責任者が6に定められた事項を遵守することについて誓約していること。

### (3) 輸出前検疫施設の登録

- ① 中国向け輸出前検疫施設責任者から(1)の提出を受けた都道府県は、提出書類及び当該検疫施設の確認を行い、(2)の基準を満たしていると認める場合、(1)の提出書類一式を、別紙様式10の中国向け輸出前検疫施設登録申請について(進達)により水産安全室に進達する。
- ② 水産安全室は、都道府県から進達のあった輸出前検疫施設が本要領に照らして適当であると認める場合、別紙様式11の中国向け輸出前検疫施設登録簿により当該検疫施設を登録し、登録後の登録簿について進達のあった都道府県及び全日本錦鯉振興会に通知する。当該通知を受けた都道府県は、その旨を当該検疫施設責任者に連絡する。

### (4) 輸出前検疫施設の登録内容変更

- ① 中国向け輸出前検疫施設の登録内容について変更を行おうとする中国向け輸出前検疫施設責任者は、当該変更前に、別紙様式12の中国向け輸出前検疫施設登録内容変更申請書を、当該検疫施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出しなければならない。
- ② 当該責任者から①の提出を受けた都道府県は、提出書類及び当該検疫施設の確認を行い、変更後の当該検疫施設が(2)の基準を満たしていると認める場合、①の提出書類一式を、別紙様式13の中国向け輸出前検疫施設登録内容変更について(進達)により水産安全室に進達する。
- ③ 水産安全室は、都道府県から進達のあった中国向け輸出前検疫施設の登録内容変更が本要領に照らして適切であると認める場合は、別紙様式11の中国向け輸出前検疫施設登録事項を変更(備考欄に変更年月日及び変更内容を記載)し、その旨を進達のあった都道府県に連絡するとともに、必要に応じて中国及び全日本錦鯉振興会に通知する。当該連絡を受けた都道府県は、その旨を当該責任者に連絡する。

### (5) 輸出前検疫施設の登録の取消し

- ① 中国向け輸出前検疫施設について登録の取消しを行おうとする中国向け輸出前検疫施設責任者は、別紙様式14の中国向け輸出前検疫施設登録取消申請書を、当該検疫施設が所在する都道府県を経由して水産安全室に提出しなければならない。
- ② 当該責任者から①の提出を受けた都道府県は、取消しを希望する理由の確認を行い、別紙様式15の中国向け輸出前検疫施設登録取消申請について(進達)により水産安全室に進達する。
- ③ 都道府県は、中国向け輸出前検疫施設について、(2)の基準を満たしていないことについて関係書類若しくは現地確認により確認したとき、又は一般あるいは中国等からの通報により疑義が生じたときには、その旨を直ちに水産安全室に報告する。この場合において、当該都道府県は当該検疫施設を調査し、6の事項が遵守されていたかどうかを確認するとともに、指定疾病の発生が確認されたときは、その侵入原因を調査し、調査結果を水産安全室に報告する。

- ④ 水産安全室は、②の進達があったとき、又は③の報告等を踏まえ中国向け輸出前検査施設が（２）の基準を満たさなくなったと認めるときは、当該検査施設の登録を取り消し、別紙様式 16 の中国向け輸出前検査施設登録取消通知書によりその旨を当該検査施設が所在する都道府県に通知するとともに、当該検査施設の登録を取り消した旨を中国及び全日本錦鯉振興会に連絡する。当該通知を受けた都道府県は、その旨を当該責任者に連絡する。

（６）都道府県による確認・指導

都道府県は、少なくとも年１回、中国向け輸出前検査施設への巡回を行い、中国向け輸出前検査施設責任者に対し、６に定められた事項を遵守していることを確認するとともに、必要に応じて指導を行う。

６．輸出前検査施設責任者の遵守事項

中国向け輸出前検査施設責任者は、以下の（１）から（１０）までの全ての事項を遵守しなければならない。

- （１）中国向け輸出前検査施設の関係者以外の者が当該検査施設に出入りする必要がある場合、必ず靴底消毒及び手指消毒を行うとともに、関係者以外の者と当該検査施設で検査している錦鯉及び飼育水との接触を避けること。また、関係者以外の者の出入りを記録し、その記録を少なくとも記録日以降１年間保存すること。
- （２）当該検査施設で使用する器具は、池ごとに使い分ける、又は使用の都度消毒すること。
- （３）中国向けリスト登録養殖施設ごとに、①及び②に従い、KHV 病の検査を行い、感染のないことを確認すること。また、検査結果について、少なくとも検査日以降３年間保存すること。
- ① 検査方法は、基本要領別添 1 によること。
- ② サンプルング方法については、錦鯉 10 尾以上とする。
- （４）当該検査施設で検査を行う錦鯉は、中国向けリスト登録養殖施設由来に限ること。
- （５）中国向けリスト登録養殖施設から当該検査施設に錦鯉を導入しようとするときは、当該養殖施設から別紙様式 19 の錦鯉搬送票を受領するものとする。なお、錦鯉搬送票は当該検査施設において、また、その写しは当該養殖施設において、それぞれ錦鯉導入後少なくとも３年間保存すること。
- （６）当該検査施設における錦鯉の導入から輸出までの間において、錦鯉は池ごとに管理し、池間の錦鯉、飼育水等の混同を防ぐこと。
- （７）錦鯉の検査が終了するごとに、検査に使用した池、器具等を消毒すること。
- （８）錦鯉の導入結果及び（３）の検査結果について、別紙様式 22 の中国向け輸出前検査施設における錦鯉の導入結果及び別紙様式 23 の中国向け輸出前検査施設における検査結果により適切に記録し管理すること。また、疾病の発生等のため都道府県から錦鯉の導入及び検査の記録の求めがあったときには、速やかに都道府県に提出すること。その際には、必要に応じて、錦鯉搬送票、検査結果等の関係資料を併せて提出すること。
- （９）疾病侵入防止のため、日常的に施設内で使用する水、施設内への立入り等の管理や

錦鯉の状態に十分な注意を払うとともに、施設内において検疫を行っている錦鯉に遊泳不良、衰弱、原因不明の大量へい死等の異常が確認された場合は、直ちに都道府県に連絡すること。

- (10) 登録の基準、衛生証明書の発行要件等を満たしていることを確認するための都道府県による現地調査及び検査に協力すること。

## 7. 衛生証明書の発行

中国向けリスト登載養殖業者、中国向けリスト登載養殖施設の錦鯉を扱う輸出者又は中国向け輸出前検疫施設責任者（以下「輸出者」と総称する。）が、中国に錦鯉を輸出するときに、都道府県に対し別紙様式 26 の衛生証明書の発行を申請する場合は、以下の手続によるものとする。

### (1) 衛生証明書の発行申請

衛生証明書の発行を申請する者は、別紙様式 24 の中国向け輸出錦鯉衛生証明書発行申請書に、中国向けリスト登載養殖施設から輸出する場合は①から④までを、中国向け輸出前検疫施設から輸出する場合には②から⑤までを添付して都道府県に提出するものとする。

- ① 生産から輸出までを同一の中国向けリスト登載養殖施設が行う場合、別紙様式 25 の中国向け輸出錦鯉生産証明書
- ② 別紙様式 19 の錦鯉搬送票の写し
- ③ 4 において読み替えて準用する基本要領 4 の（4）の②に基づき検査を行っている場合、直近に実施された、別紙様式 18 の養殖施設における飼育錦鯉に係る S 指定疾病及び CEV 病検査証明書の写し
- ④ 直近に実施された、4 において読み替えて準用する基本要領 4 の（3）の検査結果の写し
- ⑤ 検疫施設で実施された 6 の（3）の検査結果の写し

### (2) 衛生証明書の発行

都道府県は、（1）の書類を確認し、輸出しようとする錦鯉（輸出錦鯉と同一養殖施設又は同一個体群由来であり、指定疾病及び CEV 病に感染していない着地検疫用サンプル鯉 20 尾以上を含む。）を 7 日間隔離検疫し、体表の損傷等臨床的な異常の有無を確認（持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 13 条第 2 項の魚類防疫協力員が当該確認を実施する場合は、別紙様式 27 の臨床症状観察報告書を都道府県に提出する。）する。その結果、異常がないと認められた場合には、申請者に衛生証明書を発行するとともに、その写し及び関係資料を 3 年間保存する。また、衛生証明書の有効期間は発行日翌日から起算して 15 日間とする。

### (3) 衛生証明書を発行しない場合

基本要領 5 の（3）を準用する。

### (4) 申請の取消し

基本要領 5 の（4）を準用する。この場合において、基本要領 5 の（4）で「別紙様式 17」とあるのは「別紙様式 28」と読み替える。

## 8. 問題が発生した場合の対応

中国向けリスト登載養殖施設にて指定疾病が発生するなど、問題が発生したと認められる場合、水産安全室は、当該錦鯉を養殖した養殖施設又は当該錦鯉を検疫した輸出前検疫施設が所在する都道府県の協力を得て、輸出者、養殖業者等に対して、原因究明・改善の指示、養殖施設又は中国向け輸出前検疫施設の調査、中国向けリスト登載養殖施設の中国向けリストからの抹消、輸出前検疫施設の中国向け輸出前検疫施設としての登録の取消し、証明書の発行停止の指示等の必要な措置を講じるものとする。

## 9. その他

輸出者、養殖業者等は衛生証明書を発行した都道府県に対し、証明書発行に係る請求を行う権利を有さない。

### 附則

本取扱要領は令和2年4月1日より適用する。

### 附則

本要領は、令和2年11月20日から適用する。

### 附則

本要領は、令和3年1月12日から適用する。

### 附則

本要領は、令和4年6月7日から適用する。

### 附則

本要領は、令和6年10月1日から適用する。



## 検査要領

### (1) 検査機関

都道府県又は検査が的確に実施できる能力を有すると都道府県が認める民間機関が実施する。なお、都道府県は、民間機関を検査機関と認める場合は、別紙様式 17 により事前に水産安全室に連絡すること。

### (2) 検査方法

衛生証明書 4. 検査結果項「基準」欄にて定める方法とする。検査は、指定疾病及び CEV 病の増殖可能水温で飼育中のリスト登載養殖施設から(3)に従い、サンプリングを行う。なお、5 尾を 1 検体とすることができる。

### (3) サンプリング方法

前回検査以降、同じ水域（野外の池、飼育棟内の池等）で飼育した錦鯉を 1 つのサンプリング対象群とする。

① KHV 病以外の指定疾病及び CEV 病検査のためのサンプリングについては、サンプリング対象群から無作為に 30 尾以上サンプリングする。

② KHV 病検査のためのサンプリングについては、以下のア又はイの方法でサンプリングする。

ア サンプリング対象群ごとに少なくとも 3 尾をサンプリングし、養殖施設で 30 尾以上をサンプリングする。

イ 複数のサンプリング対象群を 1 つの飼育棟内にある池にまとめる場合、飼育棟内の異なる水域の池ごとに少なくとも 3 尾をサンプリングし、当該飼育棟で 30 尾以上をサンプリングする。異なる水域の池ごとに 3 尾をサンプリングすると、飼育棟内でのサンプリング数が 30 尾に満たない場合には、飼育棟内の池ごとの飼育尾数に比例したサンプル数をサンプリングする。また、飼育棟内の飼育尾数が 30 尾未満の場合には、飼育棟内の全ての錦鯉からサンプリングする。